

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成23年 2月24日

関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 児玉 好史

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、緊急時の移動手段として、また公共交通機関が利用できない時間帯の交通手段として利用する必要があることから、道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可を受けた者で、当事務所が指定した時間、台数、場所に速やかに配車できる体制を有しており、従前から当事務所との間で乗用自動車による旅客運送の契約を締結し、迅速かつ適切に業務を行った実績を有している新星自動車(株)、関鉄水戸タクシー(株)、関鉄土浦タクシー(株)、(有)鹿島水郷タクシー、岡田ハイヤー(合)、烏山合同タクシー(株)(以下、「特定法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としていますが、特定法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定法人等との契約手続きに移行する。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、その全ての者との契約手続きに移行する。

2. 業務概要

(1) 業務名

平成23年度一般旅客自動車供給

(2) 業務目的

本業務は、深夜あるいは早朝時間帯や官用車が不足する場合における交通手段を確保することにより、当事務所の業務の円滑な推進を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

本業務は、当事務所が指示する日時及び区間における乗用自動車による旅客運送を行うものである。

(4) 履行期限

平成23年 4月 1日～平成24年 3月31日

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 関東地方整備局から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 必要な資格に関する要件

国土交通省関東運輸局から道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可を受けている者であること。

(3) 業務執行体制に関する要件

イ) 車両保有台数 事務所 30台以上

出張所 5台以上

ロ) 配車待時間 15分以内に関東地方整備局常陸河川国道事務所ほか10箇所のいずれかに配車でき24時間迅速な対応が可能であること。

常陸河川国道事務所 茨城県水戸市千波町1962-2

久慈川下流出張所 茨城県常陸太田市木崎一町700-1

久慈川上流出張所 茨城県常陸大宮市南町1104-2

那珂出張所 茨城県東茨城郡城里町上坪1005-2

水戸出張所 茨城県水戸市白梅2-11-8

那珂川上流出張所 栃木県那須烏山市初音10-20

水戸国道出張所 茨城県水戸市千波町1962-2

土浦国道出張所 茨城県土浦市沖新田道祖神前29-4

日立国道出張所 茨城県日立市滑川町1-14-6

岩瀬国道出張所 茨城県桜川市水戸209

鹿嶋国道出張所 茨城県鹿嶋市宮下4-5-11

ハ) 無線サービスがあること。

二) 事業者から交付されるタクシーチケットにより乗車できること。

ホ) 事務取扱手数料が発注者にかからないこと。

ヘ) 平成18年度以降において、国の機関又は地方公共団体との契約の実績があること。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒310-0851 茨城県水戸市千波町1962-2

常陸河川国道事務所 経理課契約係 電話 029-240-4062 FAX 029-240-4081

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成23年 2月24日から平成23年 3月17日まで。ただし、最終日は12時00分までとする。(1)に同じ場所で配布。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成23年 3月17日12時00分 (1)に同じ。

持参、郵送(書留郵便に限る。)または電送(事前に担当部局へ連絡を入れること)すること。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。

(3) 詳細は説明書による。